

第 496 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 8 年 8 月 5 日（水）11:00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

中家 賃金室長	それでは、定刻となりました。 本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、第 496 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。 本日は、委員 15 名全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。なお、本会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されています。 それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。
栗山会長	これより第 496 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。 それでは議事に入ります。 議題 1「岐阜県最低賃金額の改正決定について」です。 専門部会で結論が出ておりますので、専門部会部会長の竹内委員から報告をお願いします。
竹内部会長	それでは、報告します。 7 月 1 日、岐阜労働局長から岐阜県最低賃金改正決定の諮問を受け専門部会が設置されました。 その後、7 月 29 日の本審で中央最低賃金審議会から目安「B ランク 56 円」が伝達されました。 7 月 29 日、第 1 回専門部会を開催し、本日までに 4 回の専門部会を開催し、全会一致を目指して審議を重ねてまいりました。 労働者側委員からは、春闘の結果が 3 年連続での 5 % 台の賃上げが実現し、連合岐阜でも 5 % と高い水準となっており、その成果を労働組合のある職場だけではなく、最低賃金の引上げを通じて、全ての働く人へ波及さ

せたいこと。生活できる最低賃金水準の確保を実現したいこと。岐阜市の物価指数は、前年同期と比べ引続き上昇し生活に欠かせない支出が家計を圧迫しているということ。と、これらの主張をいただきました。

使用者側委員からは、岐阜県は中小企業、小規模事業者比率が高く、受託事業者比率も非常に高く、価格転嫁も進んでいないこと。中東情勢の影響や価格転嫁の状況についても厳しい状況だ。と、いった御意見をいただきました。

金額について、労働者側委員からは、連合リビングウェイジ、この調査結果を尊重したいということで 75 円を目指す。連合の有期労働者の賃金改定結果から 6.18% の 65 円。最終的には、生鮮品を除く食料の上昇率の平均 5.4% が一番大きく出ている数字であるとして、5.4% を 1,065 円から引上げ 58 円という御主張を受けました。

一方、使用者側からは、賃金改定状況調査の第 4 表の結果から 3.7% の 39 円。連合の賃金交渉結果の 5% の 53 円。最終的には目安額の 56 円までは議論できるとの話をいただきました。

その後も、双方の主張、御意見を伺い十分に協議を重ねましたが、双方歩み寄りに至らなかったことから、公益委員見解による提案を行いました。

公益見解としましては、まず、土台として春闘の結果を受け止めるということ。物価上昇については、最低賃金を考えるうえでは非常に重要な要素と思いますが、物価上昇についてはたくさんの指標が示され、それぞれ数値も違うため、どれか一つの指標だけを根拠にするのは少し弱いというふうに考えました。

その上で、出てきている多くの数字の中から、労働者側からの主張にもありました、生鮮品を除く食料の上昇率の平均が比較的高い 5.4% という数字が参考になると考えました。

	一方、中賃の目安答申文では法定３要素をバランスよく見てくださいということなので、春闘相場や物価上昇を中心に考慮することを考えました。 一方で、中央の目安が様々な要素を勘案して今回、Ａランクの５４円、Ｂ、Ｃランクが５６円となっているわけで、目安を超えてプラスしなければならない理由を物価基準だけで見るには、岐阜の物価上昇の数字が全国の物価上昇の数字と同じ５.４％となっており、目安よりも上げる理由が弱いのではないかとということもあり、目安どおりということにしていadakきたいという結果を公益委員としてお伝えさせていただきました。 なお、他県との格差については、中央の目安では、Ａランクに対し、Ｂ、Ｃランクに２円差を付け、全国の均衡統一感を図るということを目安で示していることを受け止める、という形にしたいということで、その目安の差を尊重したいと考えました。 以上の理由によりまして、公益委員の見解としましては、目安額同額の５６円引上げの１,１２１円を提案させていただきました。 この公益委員の提案に関し、本日の専門部会において採決を行い、賛成５名、反対３名で決議され、専門部会報告書を作成いたしました。 以上が専門部会における審議の概要です。 それでは、事務局で専門部会報告書の写しを配布し、読み上げてください。
【専門部会報告書の配布】	
森本 室長補佐	(専門部会報告書を朗読)
竹内部会長	専門部会の結論は、報告書のとおりです。 なお、専門部会において、使用者側委員から最低賃金引き上げに向けた支援施策等並びに最低賃金法第２１条

	に基づく「建議」について、御要望がありましたので併せて報告させていただきます。
栗山会長	ありがとうございました。 ただいまの専門部会の結論、「岐阜県最低賃金については時間額 1,065 円を 56 円引上げ 1,121 円とする。」とすることにつきまして、御意見がございましたら伺います。 まず、労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
栗山会長	続きまして、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
栗山会長	それでは、岐阜県最低賃金審議会においては最低賃金審議会令第 6 条第 5 項に規定される最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とはしていませんので、「岐阜県最低賃金については時間額 1,065 円を 56 円引上げ 1,121 円とする。」との専門部会報告について、採決を行います。 専門部会報告の結論に賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	(賛成：9 名挙手)
栗山会長	専門部会報告の結論に反対の方は挙手をお願いします。
各委員	(反対：5 名挙手)
栗山会長	採決の結果、会長である私を除き、賛成 9 名、反対 5 名、賛成多数により、専門部会報告の結論を当審議会の結論として答申することとします。 事務局で答申案を準備してください。

【答申案を配布】	
栗山会長	事務局で答申案を読み上げてください。
加賀指導官	(答申案を朗読)
栗山会長	この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
栗山会長	では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を用意してください。
【栗山会長、原田局長、会場中央へ移動】	
栗山会長	答申します。(会長から局長に答申文を手渡す)
原田局長	ありがとうございました。
【栗山会長、原田局長、席に戻る】	
原田局長	ただいま、岐阜県最低賃金の改正決定についての答申をいただきました。 委員の皆様方におかれましては、これまで、慎重かつ精力的に調査、審議を重ねていただきましたことに深く感謝申し上げます。 早速、この答申をもとに所要の手続きを今後進めてまいります。 大変ありがとうございました。
栗山会長	それでは議事を続けます。 先程、専門部会部会長から報告がありました最低賃金引き上げに向けた支援施策等について、最低賃金法第 21 条に基づく「建議」を行う方向で進めることについて、

	御意見をお伺いしたいと思います。 労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
栗山会長	使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	よろしくお願いします。
栗山会長	それでは、御賛成をいただきましたので、そのように進めてまいります。 最後の議題２「その他」についてです。 事務局から何かありますか。
中家 賃金室長	予定している議題はございませんが、事務連絡があります。 ただいま決定されました、岐阜県最低賃金引き上げに向けた支援施策等の要望に係る最低賃金法第 21 条に基づく「建議」について、次回 8 月 21 日の審議会において、提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。 続きまして、今年度の特定最低賃金審議について、次回 8 月 21 日の第 497 回岐阜地方最低賃金審議会にて、労使の意見陳述を行うことが、7 月 1 日開催の第 494 回岐阜地方最低賃金審議会で決定しております。 意見陳述を希望される場合は、8 月 14 日までに事務局へ御連絡いただきますようお願いいたします。
森本 室長補佐	続きまして、答申いただきました岐阜県最低賃金の改正決定について、今後のスケジュールを申し上げます。 本日、異議申出に係る公示を行います。締め切りは 8 月 20 日（木）となります。 異議申出があった場合は、8 月 21 日（金）の審議会において審議を行います。 以上です。

栗山会長	各側委員の方から何かありますでしょうか。
栗本委員	それでは、労側として御説明させていただきたいと思います。 まずは、慎重かつ真摯に御審議頂きましたことについて、公益委員の皆様、そして使用者側委員の皆様には感謝申し上げたいと思います。 労側として一言申し上げたいと思います。労働者側としましては、目安額に2円上乘せした58円を最後まで主張しました。 その理由としましては、やはり現在まで引き続く物価上昇にあります。消費者物価指数は約5.4%上昇しており、とりわけ食料品などの生活必需品の価格上昇は最低賃金で働く方々の生活に大きな影響を与えております。 またですね、今年の春闘におきまして、5%の賃上げが実現したわけではございますが、その成果が全ての働く人に十分に行き渡ったとは言えません。物価上昇のスピードを考えれば、働く人の生活改善は依然として道半ばでありますし、最低賃金はその役割を果たす必要があると考えております。 さらに、今年の中央最低賃金の審議会におきましては、Aランクの54円、B、Cランクの56円という目安が示されまして、ランク間の目安額の差を是正する考え方を打ち出したことにつきましては、地域間格差の縮小に向けた前向きな方向性として評価をしているところでございます。 一方で、現実には都道府県毎の最低賃金額は依然として大きな格差が存在しております。目安額の差が縮小されたことだけでは格差は解消されるわけではございません。実際に存在する最低賃金の地域間格差を確実に縮小していくことが重要と考えております。岐阜県として、近隣県との競争力を高めて、この岐阜県で安心して

	働き続けられる環境を整えるためには、目安を上回る引上げが必要であるとの考えから、労働者側としては、目安プラス2円の 58 円を主張させていただいたところでございます。 岐阜県として結果としまして公益見解を受けることといたしました。が、労働者側としましては今回主張した2円につきましては、働く人の生活を守り、地域経済の持続的な発展につなげたいという強い思いが込められていることを申し添えたいと思います。 以上でございます。
村上委員	まずは、公益委員の先生の皆様、使用者側委員の皆様方真摯な御議論ありがとうございました。 労側の思いが届かなかったのが、非常に残念ですが、この目安プラス2円というのが、岐阜県の経済の発展につながるという強い思いのもと主張させていただきましたが、真摯に議論させていただいた結果ですので、結果を結果として重く受け止めたいと思います。 二者協議の中でも公益の先生から多くの課題をいただきましたので、我々は我々の立場で岐阜県の経済が発展するように、それぞれこれからもやっていきたいと思っていますし、使用者側の皆様に於かれましても、引き続き岐阜県の経済の発展のために御尽力いただければと思います。ありがとうございました。
和泉委員	私もお二人の委員と思いは一緒でございますが、あえて意見として申し上げたいのは、今回の審議に向けてですね、様々な事業所の方と意見交換をさせていただきながらお話をいただいたのが、介護事業所の方から御意見をいただきました。 最低賃金の引上げということで、全国平均 1,500 円を2030 年半ばまでに達成することが目指されていますと、他方で、事業所収入の大部分を公的価格である介護報酬に依存する介護事業者は、一般企業のように人件費の上

	昇分を価格転嫁できないというのが困難であるというところでございます。そのため、最低賃金の継続的な引上げというのは、介護事業者の処遇改善の期待を高める一方、介護報酬の見直しが伴わなければ介護事業者の経営を圧迫し、事業継続が困難になるというところの懸念が示されておりました。よって、最低賃金の引上げの趣旨を介護分野にも十分に実現をし、地域における安定的な介護サービスの提供体制を持続的にしていくためには、介護事業者の処遇改善と介護事業者の持続的な運営を可能とする介護報酬の引上げも十分に考慮する必要があるとの御意見をいただきましたので、あえてこの場で意見したいと思います。 よろしくお願いします。
栗山会長	使用者側はよろしいでしょうか。
澤村委員	まずは、使用者側としましては、真摯に議論させていただいた結果だと受け止めております。 今回の引上げ金額というのは、大きく中東情勢の影響などによる物価高及び最低賃金を含む人件費の高騰分を十分に価格転嫁できている中小企業・小規模事業者はまだ少ないというのが現状かと思います。 経営の影響については、懸念がある中で、今回、「建議」の提出ということで取り上げさせていただきましたが、国、行政には賃上げ原資の確保につなげる取組みを持続的に実施し、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備について、切れ目なく支援をいただきたいということをお願いしたいと思います。 以上です。
栗山会長	それでは、本日の審議会は閉会といたします。 ありがとうございました。